

子育て支援施策の変更について

町では、福祉単独施策の見直しを行い、子育て支援に関しても見直しを行いました。

こどもが対象となる支援については、減額となるものもありますが、廃止とはせず、次世代育成クーポン・青少年育成支援金・青少年医療費助成は新たな制度へと変更となり継続となります。

次世代育成クーポン ⇒ 未来わくわく支援金 対象者 2,045 人

【交付額】

こども 1 人につき月額 5,000 円（令和 5 年度に限り、月額 7,000 円）

※こども（出生児から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方）

【支給要件】

- ・日の出町に引き続き 1 年居住し、かつ住民登録があり、こどもと同居している保護者
- ・上記に該当している方で、かつ、養育しているこどもの生計を主に維持している保護者
（※原則、児童手当を受給されている方）

【支給月】

4 月～7 月分 ⇒ 8 月、8 月～11 月分 ⇒ 12 月、12 月～3 月分 ⇒ 4 月

- ・初回の振り込みは、令和 5 年 8 月中旬を予定

青少年育成支援金 ⇒ 未来旅立ち支援金 対象者 673 人

【支給額】

中学校を卒業するこどもに対して 1 人につき 10 万円（一時金） 対象者 175 人

※令和 5 年度に限り、高校生年代のこどもにも 10 万円を支給 対象者 498 人

【支給要件】

- ・日の出町に引き続き 1 年居住し、かつ住民登録があり、こどもと同居している保護者
- ・上記に該当している方で、かつ、養育しているこどもの生計を主に維持している保護者
- ※支給月の属する年の 1 月 1 日において、日の出町に住所を有する方に支給

【支給月】

令和 5 年 5 月を予定

（令和 5 年度高校 1 年生・2 年生・3 年生年代のこどもの保護者対象）

※令和 6 年度高校 1 年生代の保護者に対しては、令和 6 年 3 月に支給予定

青少年医療費助成 ⇒ 高校生等医療費助成（マル青） 対象者 約 500 人

高校生年代の医療費助成については、令和 5 年 4 月受診分から、医療証を提示することで原則窓口負担が無くなります。（マル乳・マル子と同様になります。）

【申請方法】

- ・対象の方へは、令和 4 年 12 月下旬に申請書類を送付。（現在中学 3 年生でマル子医療証をお持ちの方は自動的に切り替えるため、申請書類の送付はしていません。）
- ・マル青医療証の送付は令和 5 年 3 月頃を予定

※令和 5 年 3 月分までに医療機関を受診した分の医療費については、令和 5 年 4 月以降も旧制度（青少年医療費助成：申請による償還払い）での申請となります。